

Q7:「発達相談」では、どのような対応をしてもらえるのですか？

A7:通常学級に在籍する発達障がいのあるお子さん、あるいは、発達障がい疑われるお子さんに関して、本人及び保護者の方や教職員の相談に、電話や来所、訪問等で対応しています。対応の仕方は、次の通りです。

(1) 来所相談によるお子さんの状況整理とアドバイス

電話相談後、来所を促し、相談者との面談の機会を設けています。特に、保護者の方との面談では、困り感や生育歴、家庭環境、学校での様子等をお聞きしながら、一緒にお子さんの状況を整理します。その上で、家庭でできるアドバイスを提案したり、解決のために何ができるのかを一緒に考えたりします。解決の糸口として、お子さんの実態を把握し、支援の方向性を探るために、必要に応じて発達検査を実施することもあります。

また、困り感の中に埋もれているお子さんのよさについても触れ、親子関係に悩みを抱える保護者の方には、ペアレント・トレーニングや保護者の会「ゆったりゆったり」への参加を勧めています。

(2) 発達検査及びフィードバックの実施

発達検査は、保護者の方から同意をいただいた場合のみ実施します。実施場所については、お子さんの状況を考慮し、保護者の方に決めていただきます。検査後のフィードバック（今後の学校における指導等に活かしていただけるよう、検査結果をお伝えするもの）では、お子さんの実態を丁寧にお伝えし、今後の支援のあり方を提案できるよう努めます。基本的な流れは、以下の通りです。

- ① 学校または“エールぎふ”にて、午前中、発達検査を実施します。
- ② 相談員が学校を訪問し、集団内での様子を参観したり担任から状況を伺ったりしながら、情報収集をします。ケースに応じて、検査の実施と兼ねたり、単独で行ったりします。
- ③ “エールぎふ”にて、フィードバックを実施します。保護者の方と教職員、必要に応じてお子さん本人にも行います。

*十分校内で検討され、学校内の教育相談において、“エールぎふ”での発達相談を保護者の方に勧められた場合は、お子さんの実態や相談の経緯等、あらかじめ“エールぎふ”へ一報をお願いいたします。